



平成26年9月30日

「地銀協ライフサポート団信付住宅ローン」の取扱開始について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、平成26年10月1日（水）より「地銀協ライフサポート団信付住宅ローン」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

「地銀協ライフサポート団信付住宅ローン」は、通常の地銀協一般団体信用生命保険の保障である「死亡」、「高度障害」に加え、「3大疾病保障」、「就業不能保障（精神障害を除く全傷病）」の保障を追加した団体保険付の住宅ローンとなっております。

今後とも、筑波銀行はお客さまの多様なニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 商品名

地銀協ライフサポート団信付住宅ローン

2. 取扱開始日

平成26年10月1日（水）

3. ライフサポート団信の概要

別紙<ライフサポート団信の概要>をご覧ください。

以 上

| | | |
|------------------|----------|--------|
| 報道機関のお問合せ先 | | |
| 筑波銀行 | 総合企画部広報室 | 岡野 |
| TEL 029-859-8111 | | 内線3730 |

＜ライフサポート団信の概要＞

| | |
|--------|---|
| 名称 | 地銀協ライフサポート団信制度 |
| 特徴 | <p>ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。</p> <p>具体的には、万一、お亡くなりになられたとき、所定の高度障害状態に該当したとき、がんと診断確定されたときに、保険会社から銀行に住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、住宅ローンが完済となります。</p> <p>また、脳卒中か急性心筋梗塞となり、所定の状態が60日以上継続した場合も、同様に保険金が支払われ、住宅ローンが完済となります。</p> <p>さらに、これらの支払い事由に該当しない場合でも、ケガや病気を原因とした所定の就業不能状態が続いた場合には、4ヶ月目以降の住宅ローンの返済額が毎月保障され、12ヶ月を超えても所定の就業不能状態から回復しない場合には、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、住宅ローンが完済となります。</p> |
| 保障開始日 | 融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。 |
| 加入対象者 | 新たに住宅ローン融資を受けられる満20歳以上50歳以下の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。 |
| 加入手続き | <p>「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額（保険金額）が3,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。</p> <p>※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承ください。</p> |
| 引受保険会社 | 明治安田生命保険相互会社 他 |

- ・上記「ライフサポート団信の概要」は、地銀協ライフサポート団信付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。
- ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

※詳しくは営業店窓口、すまいるプラザ、パーソルプラザまでお問い合わせください。